


石綿事前調査に関するよくある質問・報告の指摘事例

I. 石綿事前調査（全般）に関する事項

1. 調査の対象について

【よくある質問】

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<p>石綿事前調査はどのような工事が対象となりますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模や金額に関係なく、全ての建築物や工作物で、建築物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿含有建材の有無について事前調査が義務付けられています（改修時に触れない建材を除く） ※1 除去等を行う材料が、木材、金属、ガラス等のみで構成されているもの等、石綿等が含まれていないことが明らかなもので、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業等、事前調査を行う必要が無い建材、作業のみの場合等、調査は不要です。 <p style="text-align: center;">詳しくは、厚労省・環境省の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（以下、「国マニュアル」）の P.89～をご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html</p> <div style="text-align: right;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ ※1に該当する調査不要の工事のみの場合は、事前調査結果報告も不要となります
<p>石綿の新たな使用が禁止された2006（平成18）年9月1日以降に設置の工事に着手した建築物等も、事前調査は必要ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体又は改修する建築物が建設された時の着工日が、2006年9月1日以降であっても、事前調査が必要です（新築時の着工日を確認することも調査の一環です。） ・ この場合、その後の書面調査及び現地での目視調査は実施しなくとも差し支えありません。 <p>なお、一部の工作物の接合部分のガスケット・グランドパッキンについては、石綿の使用が禁止された時期が異なりますので、※1 の国マニュアル P.29 をご確認ください</p>

2. 掲示について

【よくある質問】

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
現場に設置する掲示板の様式データはありませんか？	<p>掲示の様式に特に決まりはありませんが、</p> <ul style="list-style-type: none"> Word 形式の任意様式が、仙台市の HP「石綿事前調査結果の掲示について」からダウンロードできます <p>https://www.city.sendai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/ishiwata/keiji.html</p>

II. 石綿事前調査結果の報告に関する事項

1. 報告の対象について

【よくある質問】

質問	回答
石綿の新たな使用が禁止された2006(平成18)年9月1日以降に設置の工事に着手した建築物等も、事前調査結果の報告は必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> 解体又は改修する建築物等が建設された時の着工日が、2006年9月1日以降であっても、事前調査結果報告が必要です (詳しくは P.7 の事例 1-⑤をご確認ください)
石綿が含有している建材等が無い場合も、報告は必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の解体の作業の対象となる床面積が80 m² 以上の場合、もしくは建築物の改修および工作物の解体・改修工事の請負金額が税込 100 万円以上であれば、報告が必要です 工事時に存在する建材等は原則全て調査報告の対象となり(改修時に触れない建材を除く)、「石綿含有無し」であることを報告する必要があります <p>(P.1 ※1に該当する建材は、報告書に記入する必要はありません)</p>
<p><解体工事></p> <p>解体面積は 80 m² 未満ですが、請負金額は 100 万円を超えている場合は、報告が必要ですか？</p>	<p>〔建築物について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事の場合は、「解体の作業の対象となる床面積の合計」のみで報告が必要か判断します 請負金額が税込 100 万円を超えていても、解体面積が 80 m² 未満であれば、報告対象外です <p>〔工作物について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約金額が税込 100 万円以上の場合、報告が必要です

<p><改修工事> (設備更新などで)請負金額は税込100万円以上ですが、改修工事にかかる費用は数万円程度しかありません。 この場合も報告は必要ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象の改修工事に係る部分が税込100万円未満であっても、契約金額が税込100万円以上の場合、報告が必要です
<p><改修工事> 過去の工事の際に事前調査結果の報告をした物件で、その後また改修工事を行う場合、再度報告が必要ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 請負金額が税込100万円以上の場合、その都度報告が必要です
<p>複数棟の解体等工事の申請は、1棟ずつ申請するのでしょうか。 それとも、まとめて申請すればよいですか？</p>	<p>1契約 1報告が原則です</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての棟の解体等工事をまとめて契約している場合は、報告もまとめて行ってください 棟ごとに契約しているのであれば、棟ごとに報告してください なお、工事現場の住所が、複数の自治体に分かれている場合は、事前にご相談ください

【よくある指摘事項】

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<p><解体工事> 建設リサイクル法に基づく届出が区役所に提出されているが、石綿事前調査結果報告書が提出されていない</p>	<p>〔建築物について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法の届出要件は「解体の作業の対象となる床面積の合計」が80 m²以上のため、石綿事前調査結果報告の提出要件と同じです 着工前までに石綿事前調査結果報告もシステムで提出してください

2. 報告の時期について

【よくある質問】

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<p>当初請負金額が70万円のため報告不要だったものが、追加工事等により100万円を超えた場合、報告は必要ですか？</p>	<p>〔建築物の改修、工作物の解体・改修工事について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 合計金額が税込100万円を超えることが判明した時点で、速やかに報告が必要です 追加工事により着工事後の報告となる場合は、その旨「自由記載欄」(P.10 図の1-⑭)に記入をお願いします

<p>着工前に分析結果が間に合わない場合は、どのように記入すればよいですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「分析による調査を行った箇所」欄へ(石綿事前調査結果報告システムは P.7 図の1-⑧を参照)、分析箇所に加えて『分析結果待ち。●月●日頃調査結果入力予定』などと、状況がわかるように記入してください ・ 結果が判明した後、石綿事前調査結果報告システムの場合は「変更申請」により調査結果を更新してください ・ 紙で報告している場合は、再度提出してください
<p>工事着工後、新たに該当建材等が見つかった場合や、石綿含有の有無が判明した場合はどうすればよいですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿事前調査結果報告システムの場合は、「変更申請」により調査結果を更新、追加してください ・ 紙で報告している場合は、再度提出してください

3. 罰則等について

【よくある質問】

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<p>事前調査結果報告を行わなかった場合は、どうなるのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査結果の報告を行わずに石綿等工事を行った場合、関係行政機関から法令違反の指摘や指導、罰則が科せられる場合があります

Ⅲ. 石綿事前調査結果のシステムによる報告に関する事項

石綿事前調査結果報告システムの基本的な使用方法等につきましては、システムのホームページをご覧くださいか

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

直接ヘルプディスクへお問い合わせいただきますようお願いいたします。

電話番号 050-2018-0061


1. 「工事に関する基本情報」画面の項目


(1)元方(元請)事業者について

元方（元請）事業者情報

事業者の名称  必須	<input type="text" value="例) 厚労建設株式会社東京支店"/> 1-① <small>全角（半角は英字のみ可）</small>
代表者氏名 	<input type="text" value="例) 東京支店長 石綿 太郎"/> <small>全角（半角は英字のみ可）</small>
事業者の住所	
郵便番号 必須	<input type="text" value="123"/> - <input type="text" value="1234"/> <input type="button" value="検索する"/> 郵便番号が不明な方はこちらへ <small>半角</small>
都道府県・市区町村名等  必須	<input type="text" value="例) 東京都千代田区"/> <small>全角</small>
電話番号 (ハイフンなし) 必須	<input type="text" value="例) 0312341234"/> <small>半角</small>
メールアドレス 	<input type="text"/> <small>半角</small>

〔参考〕

項目横の  をクリックすると、入力内容のヘルプが表示されます

事業者の名称  必須	例) 厚労建設株式会社東京支店
代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・工事契約を締結している事業者名（店社・支店・営業所など）を入力してください。 ・共同企業体又は共同調達の場合は構成会社を全て入力してください。 ・個人の場合は個人名を入力してください。 <small>全角（半角は英字のみ可）</small>

事例1-①

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
区街並み形成課に提出された建設リサイクル法の届出書と、「元請事業者」が異なっている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿事前調査結果の報告は、元請事業者に義務付けられています ・ 事業者が異なっている場合は、正しい事業者に修正してください(建設リサイクル法の届出書に誤りがある場合は、区役所に変更届を提出してください)

事例1-②

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
「電話番号」「メールアドレス」は代表ではなく、担当者の連絡先でもよいですか？	・ 担当者の連絡先を入力していただいてもかまいません（携帯番号も可）

(2)工事現場情報について

工事現場情報

作業場所の住所

郵便番号 必須

都道府県・市区町村名等 ? 必須

住所（続き） ?

工事の概要 ? 必須

-

🔍 検索する

郵便番号が不明な方はこちらへ

半角

例) 東京都千代田区 1-③

全角

例) 麹ヶ関9-1-2 石綿ビル4F

全角

例) ○階建てビル（又はマンション、病院、学校等の建築物/工作物の種類）の解体工事/外壁塗り替え工事/電気設備工事/内装工事/リフォーム工事
船舶（総トン数〇トン）の開放検査に伴う改修工事
担当者：〇〇 1-④

全角

事例1-③

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
「工事現場情報の住所」に県名と地番しか記入がなく、現場が特定できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便番号を入力し「検索」をクリックすると、住所が自動表示されますが、番地等は直接入力する必要があります。 ・ 正しく入力したにもかかわらず、地名等が削除される不具合が発生しているケースがあるようです。同じ現象が続く場合は、システムのヘルプデスク（電話番号：050-2018-0061）へお問合せください

事例1-④

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
改修工事の具体的な工事内容が不明	・ 「工事の概要」欄には、『リフォーム工事』だけでなく、もう少し詳しい工事の内容の記入をお願いします

(3)建築物の概要について

建築物の概要

建築物又は工作物の新築工事の着工日 ? 必須 不明 1-⑤
半角

船舶

解体の作業の対象となる床面積の合計 ? 1-⑥ m²
半角

解体工事又は改修工事の実施期間 ? 必須 ~ 4-③
半角

請負金額 ? 1-⑦ 億 万円 (税込)
半角

分析による調査を行った箇所 1-⑧
全角

例) 2階倉庫天井、3階床

事例1-⑤

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
建築物の概要の「建築物又は工作物の新築工事の着工日」が、今回工事の着工日となっている	<ul style="list-style-type: none"> この欄には、解体又は改修する建築物等が建築・製造等された時の着工日を記入してください ! 「竣工日」ではありませんので、ご注意ください わからない場合は、「不明」にチェックを入れてください
2006(平成 18)年 9 月 1 日以降に着工した建築物等であり、その後の書面調査等を行わない場合 ※2	<ul style="list-style-type: none"> (一部の工作物の接合部分のガスケット・グランドパッキンを除き)書面調査により 2006 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等であることが明らかである場合、石綿含有建材が使用されていないことと判断し、その後の書面調査及び現地での目視調査は実施しなくとも差し支えありません その場合は「建築物又は工作物の新築工事の着工日」欄に、必ず日付を入力する必要があります この場合、建築物も「事前調査を実施した者」欄(P.9図の1-⑨)の調査者は資格者でなくてもかまいません

事例1-⑥

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<建築物の解体工事> 「解体の作業の対象となる床面積の合計」が未入力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の解体工事については、「解体の作業の対象となる床面積の合計」欄に、必ず記入をお願いします（報告対象の面積 80 m² 以上か確認するため）
<建築物の解体工事> 「解体の作業の対象となる床面積の合計」が 80 m ² 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の解体工事は、80 m² 未満の場合は報告対象外となりますので、「申請取下げ」を行ってください ・ 面積に誤りがある場合は、面積を修正してください <p>※3 報告対象とならない規模の工事であっても、事前調査の実施、発注者への説明、調査結果の保存が義務付けられています。</p> <p>石綿含有の建材を取り扱う場合も、同じく適切な措置を取る必要があります。</p> <p>また、石綿含有の有無に関わらず事前調査の結果を見やすい場所に掲示が義務化されています。</p>

事例1-⑦

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<建築物の改修、工物の改修・解体工事> 「請負金額」が未入力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の改修、工作物の解体・改修工事については、「請負金額」欄に必ず記入をお願いします（報告対象の税込 100 万円以上か確認するため） ・ 現時点で契約金額が未定の場合は予定金額を入力し、金額確定後に変更申請を行ってください ・ 自主施工で請負契約を結んでいない場合は、当該工事を請負人に施工させた場合に想定される金額を入力してください
<建築物の改修、工物の改修・解体工事> 「請負金額」が税込 100 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負金額が税込 100 万円未満の場合は報告対象外となりますので、「申請取下げ」を行ってください ・ 金額に誤りがある場合は、金額を修正してください <p>P.8（事例1-⑥） ※3も参照</p>

事例1-⑧

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
分析機関や分析調査結果の記入があるが、「分析による調査を行った箇所」が空欄になっている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析調査を行っている場合は、「分析による調査を行った箇所」欄に記入をお願いします ・ 分析調査を行っていない場合は、「分析調査を実施した者」欄(P.9 図の1-⑫)の削除や、P.12 の3.「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」画面の調査結果との整合を図ってください

(4)元方(元請)事業者の調査、分析を実施した者について

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者

事前調査を実施した者	
氏名 [?]	例) 事前 一郎 1-⑨ 全角（半角は英字のみ可）
講習実施機関の名称 [?]	〇〇センター、〇〇協会〇〇〇県支部、日本アスベスト調査診断協会 など 1-⑩ 全角
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分 [?]	<input checked="" type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 一戸建て等 <input type="radio"/> その他 1-⑪
分析調査を実施した者	
氏名 [?]	例) 分析 次子 全角（半角は英字のみ可）
所属する機関又は法人の名称	例) 石綿分析株式会社 全角（半角は英字のみ可）
講習実施機関の名称 [?]	日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本繊維状物質研究協会 など 全角

事例1-⑨~⑪

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
2023(令和5)年10月1日以降に着工する工事だが、「事前調査を実施した者」欄に空欄がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の解体等工事の場合、資格者等による事前調査の実施が義務付けられています ・ 「事前調査を実施した者」の氏名・講習実施機関名・区分全ての欄(1-⑨~⑪)に記入が必要です(工作物、P.7の事例1-⑤ ※2の場合を除く) ・ 調査者制度については、以下のHPをご覧ください https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator/ <p>(工作物は2026(令和8)年1月1日以降に着工する工事から、資格者等による事前調査の実施が義務付けられます)</p>

事例1-⑩

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
「講習実施機関の名称」が、受講した機関名ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築物石綿含有建材調査者講習終了証」に記載された講習実施機関名(受講した機関の具体的な名称)を記入願います。 ((株)〇〇センター、公益社団法人 〇〇協会 など)

事例1-①

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
「区分」が未入力	<ul style="list-style-type: none"> 調査者の「建築物石綿含有建材調査者講習終了証」に記載された区分にチェックを入れてください。
「区分」が『その他』になっているが、『講習実施機関の名称』欄が「一般財団法人日本アスベスト調査診断協会」ではない	<ul style="list-style-type: none"> 調査者が「一般財団法人日本アスベスト調査診断協会登録者」の場合のみ、「その他」を選択することができます。その場合、『講習実施機関の名称』欄には「一般財団法人日本アスベスト調査診断協会」と入力が必要です。

事例1-②

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
建材等の分析調査を実施しているが、「分析調査を実施した者」欄に空欄がある	<ul style="list-style-type: none"> 「分析調査を実施した者」の欄に記入が必要です 2023(令和5)年10月1日以降に着工する工事は、資格者等による分析調査の実施が義務付けられています

(5)申請先・自由記載欄について

申請先

大気汚染防止法申請先[?]

都道府県 必須	宮城県	} 1-⑬
申請先自治体 必須	仙台市	
担当部署 必須	仙台市 環境局 環境部 環境対策課	

自由記載欄

1-⑭

全角

事例1-⑬

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
工事現場の住所が仙台市ではない	<ul style="list-style-type: none"> 石綿事前調査結果報告書の提出先は、工事現場の住所を管轄する自治体です 以下の環境省のHPにて大気汚染防止法の申請先を確認し、変更申請を行ってください http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87/post_98.html <p>! 石綿事前調査結果報告システムの「一括申請」機能を利用されている場合は、Excel シートの入力段階で提出先の確認をお願いします</p>

事例1-⑭

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
自由記載欄にはどのようなことを記入すればよいのでしょうか	<p>どのような内容を記入いただいても構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数棟の工事を一括して契約している場合は、各入力欄に代表的な建物の内容を記入し、この欄に他の建物の概要等を記入してください その他、調査に当たり留意した点や、自治体側に伝えたいことがあれば、記入をお願いします

2. 「請負事業者に関する事項」画面

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ: 小 | 中 | 大

厚生労働省 環境省
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

新規申請 > 請負入力

新規申請

1 元方入力 2 請負入力 3 調査入力 4 申請(確認) 5 申請(登録)

請負事業者に関する事項

石綿に関する作業を請け負わせている事業者がいる場合に、石綿作業に係る全ての請負事業者について入力してください。

+ 請負事業者の追加

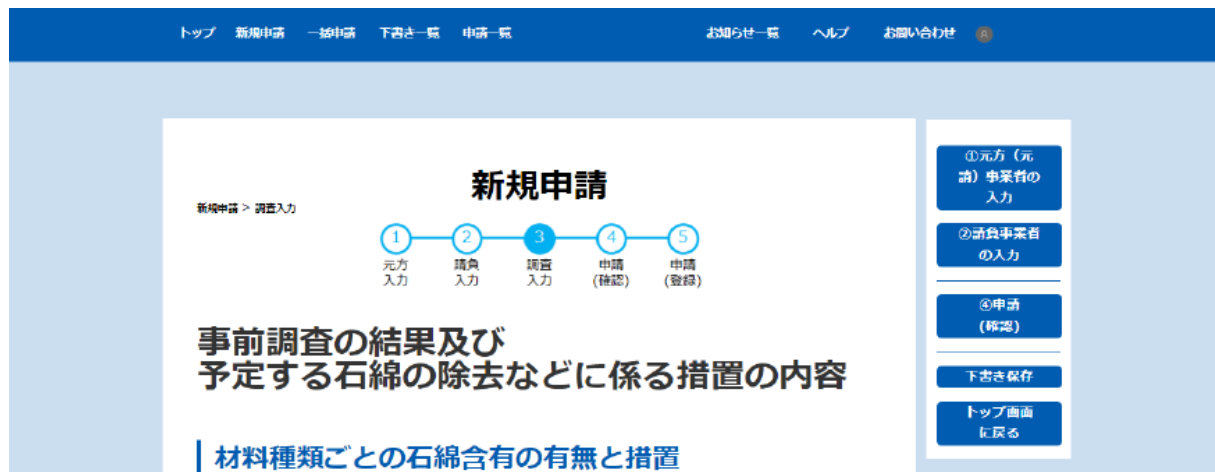
工事を請け負っている事業者の一覧

株式会社 石綿産業	編集	削除
アスベスト・インタストリー(株)	編集	削除
株式会社 石綿興産	編集	削除

登録後は「③事前調査結果の入力」ボタンをクリックし、事前調査結果情報の入力画面へお進みください。

! この画面は、大気汚染防止法を所管する自治体で見ることができません。ご質問等がある場合は、労働基準監督署へお問合せをお願いします。

3. 「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」画面の項目



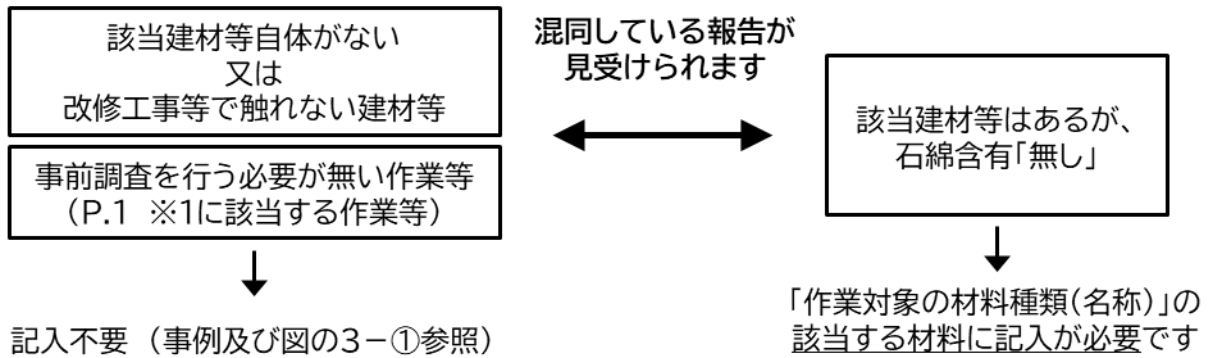
(1) 建材毎の留意点

	材料種類	作業レベル	よくある指摘事項等
1	吹付け材	レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 石綿「有」又は「みなし」の場合は、除去工事の2週間前までに特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要です 届出対象工事で未届の場合、まずは石綿の除去業者をお知らせください 【連絡先】 仙台市環境局環境対策課 大気係 電話:022-214-8222(直通)
2	保温材	レベル2	
3	煙突断熱材		
4	屋根用折版断熱材		
5	耐火被覆材 (吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む)		
6	仕上塗材	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 外装材等に使用されるリシン、スタッコ、吹付タイル、和室等の聚楽壁などは「吹付け材」ではなく「仕上塗材」に該当します
7	スレート波板		
8	スレートボード		
9	屋根用化粧スレート		
10	けい酸カルシウム板第1種		厚さ4~12mmが「第1種」になります
11	押出成形セメント板		
12	パルプセメント板		
13	ビニル床タイル		
14	窯業系サイディング		
15	石膏ボード		
16	ロックウール吸音天井板		
17	その他の材料	1~16 以外の建材は「その他の材料」に入れてください	

(2) 調査結果の入力について

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置



解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。
 当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。
 例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
 例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要



作業対象の材料種類（名称）

吹付け材		3-①
石綿含有の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無	該当建材等が無い又は解体・改修の対象でない建材等の場合 ↓ 何もチェックをしない
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。)	
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み	
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
保温材		3-②
石綿含有の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input checked="" type="radio"/> 無	「1: 目視」以外の根拠も確認し記入
含有無しと判断した根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 3: 分析	
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み	
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
けい酸カルシウム板第1種		3-③
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無	この部分は画面は、大気汚染防止法を所管する自治体で見ることができません。 ご質問等がある場合は、労働基準監督署へお問合せ願います。
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析	
切断等の有無 ?	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

事例3-①

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
該当建材等が無いにも関わらず、調査結果が入力されている	<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも使用されていない建材(煙突がない建物の「煙突断熱材」など)や、改修工事等で今回の工事時に触れない建材などは、チェック欄に何も記入しないでください ・ 修正する場合は、「無」の◎部分を再度(複数回)クリックし、選択を外してください  無 →  無

事例3-② (石綿含有「無」の根拠不足)

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
石綿含有「無」と判断した根拠が「目視」しかない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿含有の有無は「目視」のみで判断することは原則不可能です ・ 「目視」以外にも、判断根拠となった項目にチェックを入れてください <p>! 設備等で「目視」以外に判断根拠がない場合は、「自由記載欄」(P.10 図の1-⑭)に具体的な建材名と、目視のみで判断した理由を記入してください</p>

事例3-③ (工事内容に対する該当建材の不足)

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
調査結果の入力された建材等が極端に少ない、または該当建材等が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時に存在する建材等は原則全て調査報告の対象となります(改修時に触れない建材、P.1 ※1の場合を除く) ・ 分析調査を行った建材だけでなく、それ以外の方法で判断した材料も記入してください ・ 「みなし」とした建材や、調査の結果、石綿含有「無」と判断した建材等も入力が必要です

4. その他

(1)分析調査を行った場合の記入箇所

事例4-① (分析調査の整合性)

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
分析調査を行っている場合は、3か所に記入が必要だが、空欄がある又は入力内容が不整合	<p>以下の3か所に入力し、整合性を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.7 図の1-⑧ 「分析による調査を行った箇所」 ・ P.9 図の1-⑫ 「分析調査を実施した者」 ・ P.12 3.「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」画面 <p>→ 分析した建材が石綿含有「有」、または石綿含有「無」の場合は判断根拠の「分析」にチェックが入っているか</p>

(2)報告書の変更等について
事例4-②(修正・取下げの方法)

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
石綿事前調査結果報告システムでの「変更申請」又は「取下げ」方法を教えてください	<ul style="list-style-type: none"> 石綿事前調査結果報告システムでの「変更申請」及び「申請取下げ」は、システムの「利用者マニュアル・詳細機能編」P.102(資料中の表示は P.97)をご覧ください。 https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/user-manual-2.pdf
修正が新規申請で修正されている	<ul style="list-style-type: none"> 1契約 1報告が原則となっています 新規申請で修正すると事後報告となりますので、申請済みの報告を「変更申請」により修正をお願いします 万が一、新規申請により修正した場合は二重計上となりますので、新規申請を「申請取下げ」し、当初申請を「変更申請」してください

事例4-③(工期が終了している工事の変更)

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
入力欄が灰色になっていて、変更することができません	<ul style="list-style-type: none"> 工事終了日が過ぎると、修正ができない状態となります 「解体工事又は改修工事の実施期間」(P.7 図の4-③)の終了日を、一旦修正作業する日以降の日付にして変更申請し、再度申請一覧画面から当該物件を選択すると編集可能となります(工事終了日の再度修正も行ってください)

(3)レベル 1,2 建材について
事例4-④

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
木造住宅の解体工事で、P.12 3.「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」画面に、レベル1・2の建材が入力されている	<ul style="list-style-type: none"> 木造でレベル1・2建材が使用されているのはまれと思われるので、再度建材をご確認いただき、必要に応じて材料種類の修正をお願いします なお、レベル1・2建材が使用されている場合は、どのような建材がどこに使用されているか、「自由記載欄」(P.10 図の1-⑭)に詳しく記入してください <p>! 石綿含有「有」又は「みなし」の場合は、除去工事の2週間前までに特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要です</p> <p>■参考:国土交通省の HP「目で見えるアスベスト建材(第2版)」 https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html</p>

事例4－④(掲示等の出力)

質問・指摘事項等	回答・修正事項等
<p>発注者への説明書面や、現場に設置する掲示板の様式データを出力できると聞きました。</p> <p>作成方法を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿事前調査結果報告システムで報告した工事については、入力内容を基に Excel データをダウンロードすることができます(発注者への説明書面の表紙なども同時に出力できます。) ・ 詳しくは「利用者マニュアル・詳細機能編」の P.132(資料中の表示は P.127)「(2)ファイル出力の操作について」をご覧ください <p>https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/user-manual-2.pdf</p>